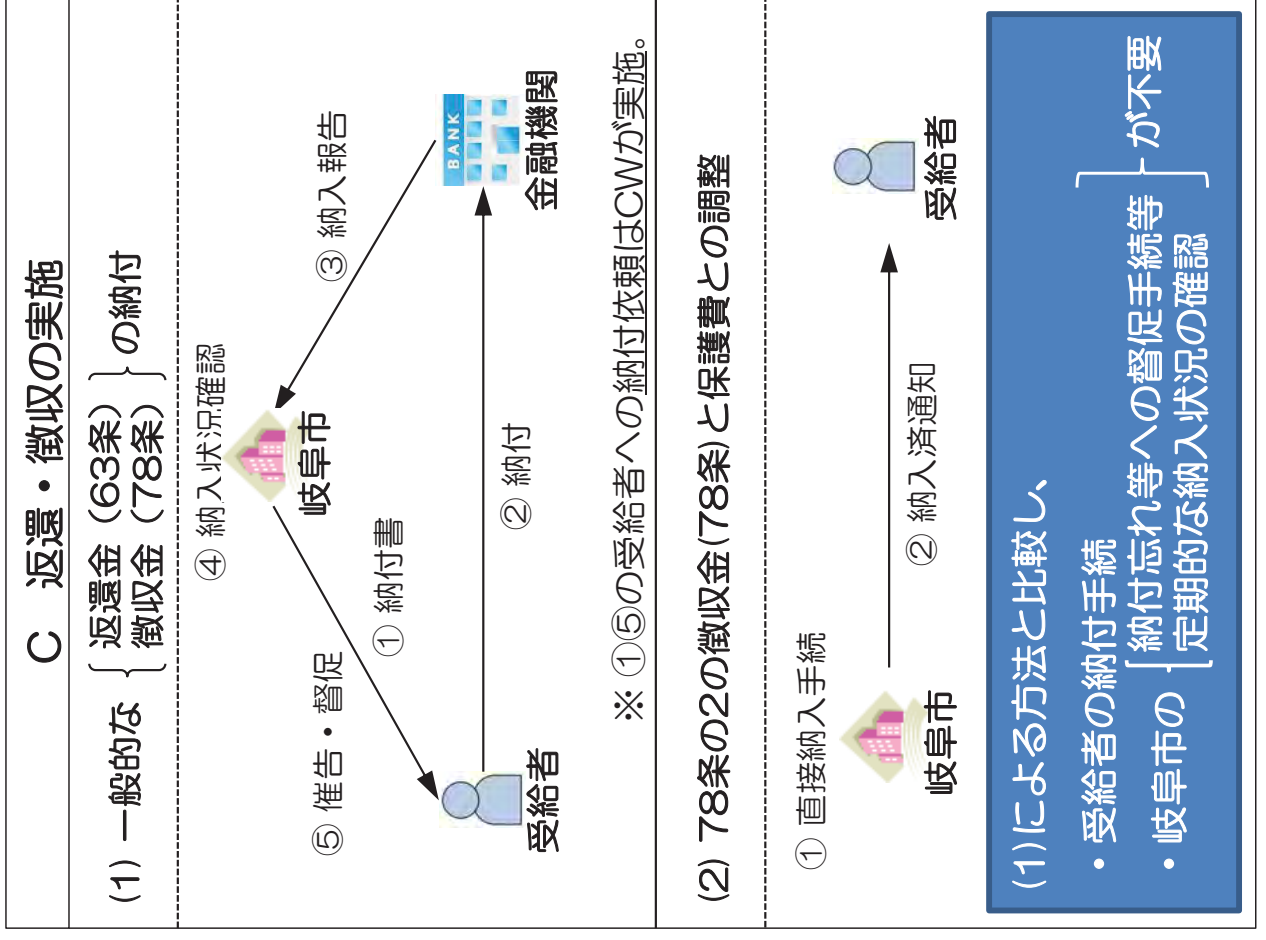
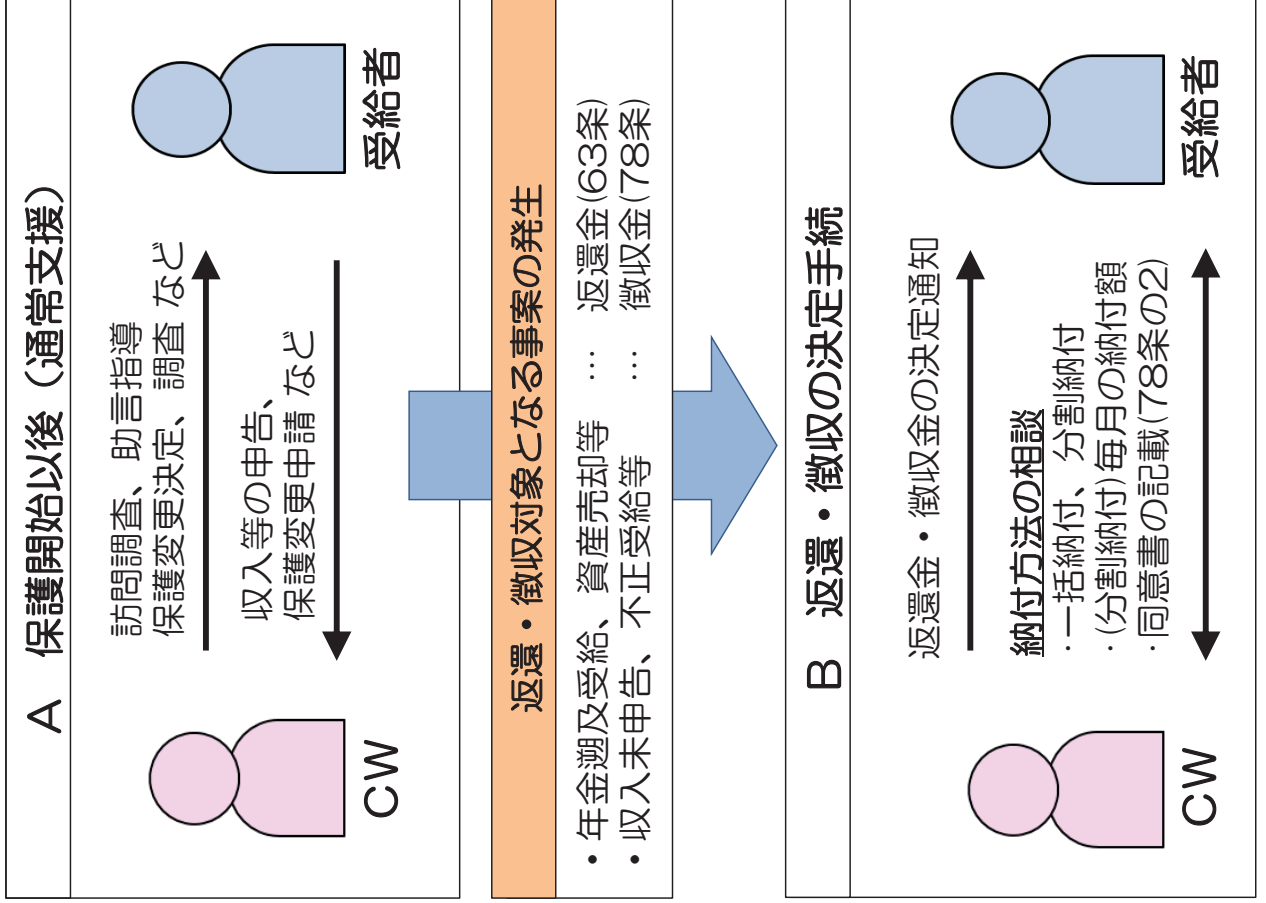


3 生活保護の返還金（63条）・徴収金（78条）に係る事務



4 提案方法による負担軽減等の効果

3-1(1)(2)の月ごとの調定件数・督促率・78条の2適用率

区分	a 調定 (概算)	b 督促 (概算)	督促率 (b/a)
返還金 (63条)	250件	100件	40.0%
計(A+B)	240件		
A 納付書	70件	40件	16.7%
B 保護費調整 (78条の2)	170件		
78条の2適用率 (B/A+B)	70.8%		

返還金(63条)と保護費との調整が可能となった場合、

① 納付手続きの省略と納付依頼の負担軽減

保護費との調整を行いたい旨の申し出により、
毎月の納付書発行件数の177件程度の減少を見込む。
＝受給者の納付手続件数が毎月177件程度省略され、
岐阜市の納付依頼件数が毎月177件程度不要となる。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{返還金調定件数} & 78\text{条の2適用率} & = & \text{調整申出見込み} \\ \hline 250\text{件程度(月)} & 70.8\% & & 177\text{件(月)} \\ \hline \end{array}$$

② 督促手続きによる納付依頼の負担軽減

納付書発行件数が減少することで、
毎月の督促件数の42件程度の減少見込まれる。
＝岐阜市の納付依頼件数が毎月58件程度不要となる。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{返還金調定件数} & \text{徴収督促率} & = & \text{督促件数見込み} \\ \hline 250\text{件程度(月)} & 16.7\% & & 42\text{件(月)} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{督促件数概算} & \text{督促件数見込み} & - & \text{督促減少見込み} \\ \hline 100\text{件程度(月)} & 42\text{件(月)} & = & 58\text{件(月)} \\ \hline \end{array}$$

返還金(63条)も徴収金(78条)と同様に保護費との調整が可能となれば…

- 保護受給者は、手続きの省略により納付の負担が解消され、返還の実績は、実施機関からの通知で確認できる。
- 実施機関は、
 { 納付書発行、受給者への納付依頼 } の事務負担の軽減となる。
 { 納付状況確認、催告・督促 など }
 ⇒ 保護受給者に今まで以上の支援(介護サービス利用・就労支援など)が可能となる。